

**表の見方 各変更事項に対応する◎又は○のある書類を提出ください。また、※印や備考にご注意ください。**

例) 県内営業所登録・法人の場合において、本店代表者及び委任先(営業所の名称・所在地・代表者・印鑑(使用印鑑))を変更するとき

1. 変更届 2. (法人の場合)登記事項証明書 3. (営業所の場合)建設業許可証明書及び営業所一覧(※4) 4. 委任状 5. 使用印鑑届(1に記載の場合は不要) 6. 技術職員調(※9 県外業者のため不要)

**入札参加資格審査申請書の記載事項変更届の提出書類について**

※次の提出書類は一般的な例示です。変更事項が十分に確認できない場合、書類の追加提出を求める場合があります。

長浜市

**■建設工事**

◎は原本 ○はコピー可 空欄の場合は提出不要

変更事項	提出書類	変更届(表紙)		登記事項証明書・住民票		建設業許可証明書		委任状		使用印鑑届		技術職員調		更新した許可等の当該証明書類		
		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
本店 (営業所申請における本店の場合を含む)	商号又は名称	◎※1	◎※1	○	○	○※4	○	◎※5	—	◎※6	◎※6					
	所在地又は住所	◎※2	◎※2	○	○※3	○※4	○	◎※5	—							
	代表者 職・氏名 ※10	◎※1	◎※1	○	○※3	○※4	○	◎※5	—	◎※6	◎※6	◎※9	○※9			
	電話番号・FAX番号	◎	◎						—							
	印鑑(実印[代表者印]・使用印鑑)	◎	◎						—	◎※7・8	◎※7・8					
	建設業許可業種 ※11	◎	◎			○※4	○		—							
	技術職員の増減・交代	◎※9	◎※9						—			○※9	○※9			
	営業所	営業所等名称・委任先(受任者)	◎				○※4		◎	—	◎※6	—				
		所在地又は住所	◎※2				○※4		◎	—						
		代表者(受任者) 職・氏名	◎※1						◎	—	◎※6					
		電話番号・FAX番号	◎							—						
		印鑑(使用印鑑)	◎							—	◎※7					
建設業許可業種 ※11		◎				○※4			—							
技術職員の増減・交代	◎※9							—			○※9					
その他	資本金・eメールアドレス	*変更届提出の必要はありません。														
更新	建設業許可													○	○	
	経営事項審査結果通知書													○	○	
	その他、入札参加資格審査申請時に提出した許認可等													○	○	
備考		国土交通省様式や県様式による提出も可		法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を、個人の場合は住民票を提出すること。		建設業の許可行政庁への変更届提出直後のため新たな証明がすぐに発行されない場合は、許可行政庁に提出し受付印の押印された建設業許可に係る変更届(一式)のコピーでも可		国土交通省様式や県様式による提出も可		国土交通省様式や県様式による提出も可。ただし、市内本店業者のみ提出する必要のある※8記載の入札使用印鑑押印欄付票は指定様式とする。		国土交通省様式や県様式による提出も可。なお、技術職員を追加する場合は、資格及び雇用を確認できる書類を添付すること。				

- ※1 変更後の内容(商号又は名称・代表者[受任者]の氏名)にフリガナを記載すること。
- ※2 郵便番号を記載すること。
- ※3 市内本店登録の場合のみ提出すること。
- ※4 営業所登録の場合は、営業所の許可業種の記載のある書面(営業所一覧等)を添付すること。
- ※5 営業所登録の場合のみ提出すること。
- ※6 登録している印鑑を変更する場合のみ提出すること。
- ※7 変更届に押印する場合は提出しなくてもよい。
- ※8 市内本店登録の場合は、使用印鑑届とは別に入札使用印鑑押印欄付票を提出すること。
- ※9 市内本店・市内営業所・県内本店登録で、変更がある場合のみ提出すること(市内営業所を除く県外業者は提出不要)。なお、技術職員を追加するときは、資格及び雇用を確認できる書類を添付すること。
- ※10 個人の場合における代表者の変更とは、代表者本人の改姓等氏名の変更のみを指す。代表者を変更する場合は、承継申請によること。
- ※11 許可業種の追加があった場合でも、年度途中での追加登録はできない。

該当する※印も確認すること。